

2026年2月13日

株式会社 電通グループ
代表執行役 社長 グローバル CEO 五十嵐 博
(東証プライム市場 証券コード：4324)

定款の一部変更及び第1回社債型種類株式の発行登録に関するお知らせ

株式会社電通グループ（本社：東京都港区、代表執行役 社長 グローバル CEO：五十嵐 博、資本金：746億981万円、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、2026年3月27日に開催予定の当社第177回定時株主総会（以下「本定時株主総会」）に、定款の一部変更（以下「本定款変更」）を付議すること及び第1回社債型種類株式に係る発行登録を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

また、本リリースの内容は、「社債型種類株式に関するご説明資料」及び「社債型種類株式に関するQ&A」にて補足しておりますので、併せてご参照ください。

記

1. 本定款変更について 1. 定款変更の目的及び理由

当社グループは、「an invitation to the never before. —多様な視点を持つ人々とつながりながら、かつてないアイデアやソリューションを生み出し、社会や企業の持続的な発展を実現する」というパーパスのもと、世界約120カ国において、広告を含むマーケティング領域のみならず、企業の事業変革を支援するコンサルティング領域、デジタル変革とシステム統合による企業のバリューチェーンの革新を推進するテクノロジー領域及びスポーツ&エンターテインメント領域を通じた、統合的なソリューションを幅広く提供しております。2025年度より開始した「中期経営計画2025-2027」では、主に海外事業の競争優位性及び収益性の回復を重要な経営課題と位置付け、資本効率を重視した経営方針のもと、持続的な企業価値の向上を追求しています。当社グループは現在、収益性の回復に向けた経営基盤の再構築と、不振ビジネスの見直しを推進するとともに、競争優位性の回復に向けた内部投資を行っています。

2025年度は、業績の主要な指標であるオーガニック成長率は概ね想定どおりの水準、オペレーティング・マージンは想定をやや上回ったものの、主に海外事業における多額かつ連続した減損損失の計上に伴い、自己資本比率をはじめとする多くの財務指標に影響がありました。当社グループは、こうした状況を踏まえ、将来の成長に向けた投資に備えるとともに、資本の充実を図り、財務の健全性を改善させるための柔軟な選択肢をあらかじめ確保すべく、本定款変更にて以下の特徴を有する第1回社債型種類株式乃至第6回社債型種類株式（以下「本社債型種類株式」）に係る諸規定の追加を行います。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(社債型種類株式の主な特徴)

- 株主総会における議決権や普通株式への転換権がないため、当社普通株式の株主(以下「普通株主」)の議決権の希薄化が生じません。(買収防衛策に活用できる商品性ではなく、そのような想定もありません。)
- 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式です。優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主の皆様のみが有します。また、資本コストは発行時に決定される配当率相当分であるため、発行から概ね 5 年間の資本コストは普通株式よりも低いことが想定されます。(注 1)
- 自己資本が増加するものの、普通株式に係る ROE 等の主要な財務指標への影響は限定的です。(注 2)
- 発行可能株式総数(発行可能な普通株式と社債型種類株式の合計数)の変更を行うものではありません。

(注 1) 2026 年 2 月 13 日提出の第 1 回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している 5 パーセント以下の想定配当率の範囲内で発行が実現した場合となります。

(注 2) 普通株式に係る ROE や EPS を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より社債型種類株式に係る部分(払込金額及び優先配当金)を控除して計算することを想定した場合となります。

2. 定款変更の内容

別紙 1「定款変更案」をご参照ください。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026 年 3 月 27 日(予定)

定款変更の効力発生予定日 2026 年 3 月 27 日(予定)

4. 本社債型種類株式の商品性

①「社債型」種類株式としての商品性

本社債型種類株式は、当社普通株主の皆様の利益を保護する観点から、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

そのため今後、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られた際には、普通株主の皆様が議決権が希薄化することなく、また、普通株式による公募増資に比べて普通株式に係る ROE

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

や EPS を含む当社財務指標への影響により配慮（注 3）しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりえるものと考えています。

（注 3）普通株式に係る ROE や EPS を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より社債型種類株式に係る部分（払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

②ハイブリッド社債に類似した商品性

本社債型種類株式を発行する際には信用格付業者（株式会社格付投資情報センター）より、格付上の資本性の認定（資金調達額の 50 パーセント）を受けられることができるよう、ハイブリッド社債に類似した商品性とする想定であり、主に以下のような特徴を有する設計とすることを検討しています。

（主な特徴）

優先配当金	当初、発行から概ね 5 年間は固定配当（注 4）、その後は変動配当。普通株式に優先、累積型、非参加型
当社による取得条項 借換制限	発行から 5 年後以降等に、金銭対価による取得が可能 原則として、当社が本社債型種類株式を取得する場合、同等以上の資本性資金調達を行う。
議決権	なし
普通株式への転換権	なし

（注 4）第 1 回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から 5 年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は 5 パーセント以下を想定しています。なお、当該水準は、2026 年 2 月 13 日現在の市場環境等を前提としており、今後の市場環境等の変化によって、変更される可能性があります。

一方で、一般的なハイブリッド社債とは異なり、本社債型種類株式の発行により調達した金額は会計上も資本として計上されます。

③一般募集による発行、東京証券取引所プライム市場への上場

本社債型種類株式を発行する際には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般募集による発行を行い、東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。これにより、個人投資家の皆様にも投資可能な商品とすることを企図しています。

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

④種類株主総会

本社債型種類株式を有する株主（以下「社債型種類株主」）は、会社法で定める事項及び定款で定められた事項に限り、種類株主総会において決議をすることができます。

本定款変更においては、当社が以下の行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要することとする想定です。

- ・当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）
- ・当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

上記のとおり、本社債型種類株式の商品性は普通株主の皆様に議決権の希薄化という不利益を与えるような内容ではないと考えています。また、当社グループは、将来の成長に向けた投資に備えるとともに、資本の充実を図り、財務の健全性を改善させるための柔軟な選択肢をあらかじめ確保すべく、本定款変更を行うことを企図しています。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

II. 第 1 回社債型種類株式に係る発行登録について

当社は本日付で、下記のとおり第 1 回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しています。

なお、第 1 回社債型種類株式の発行条件及び発行総額等は、別紙 2「第 1 回社債型種類株式発行要項（一部）」に記載されるものを除き、未定です。また、第 1 回社債型種類株式を含む本社債型種類株式の具体的な発行時期についても未定であり、本定款変更に係る議案が本定時株主総会において承認された際には、当社の事業戦略・財務戦略を踏まえて、市場環境に鑑みて最適な発行時期及び発行金額を検討し、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定（以下「発行決議等」）により定めます。また、将来において資本拡充の必要性が生じた際に、機動的な発行を実現することを目的として、本定款変更は第 6 回号までの授権枠を確保する内容としております。なお、第 2 回号以降の具体的な発行や内容についても、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいります。定款の定めに従い、第 1 回号と同様に最大 2,000 万株の範囲内で、議決権や普通株式への転換権がなく、普通株主の議決権の希薄化が生じないものとなります。

- | | | |
|-----|-------------|--|
| (1) | 募集有価証券の種類 | 第 1 回社債型種類株式 |
| (2) | 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日から 2 年を経過する日まで
(2026 年 2 月 21 日～2028 年 2 月 20 日) |
| (3) | 発行予定額 | 2,000 億円を上限とします。 |
| (4) | 募集方法 | 一般募集 |
| (5) | 調達資金の用途 | 設備資金、投融資資金、借入金返済資金、社債償還資金及び運転資金等に充当する予定ですが、詳細については発行決議等において決定します。 |
| (6) | 引受証券会社 | 野村證券株式会社（注）

(注) その他の引受人に関しては未定であり、その他の引受人が加わる場合には、発行決議等において決定します。 |
| (7) | その他募集に関する事項 | 別紙 2「第 1 回社債型種類株式発行要項（一部）」に記載のとおりです。 |

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

【リリースに関する問い合わせ先】

株式会社電通グループ グループコーポレートコミュニケーションオフィス 小嶋

Email : group-cc@dentsu.com

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙 1

定款変更案

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案														
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)														
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、1,100,000,000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、<u>1,100,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u></p> <table border="0" data-bbox="860 665 1380 987"> <tr> <td>普通株式</td> <td>1,100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第 1 回社債型種類株式</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第 2 回社債型種類株式</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第 3 回社債型種類株式</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第 4 回社債型種類株式</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第 5 回社債型種類株式</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第 6 回社債型種類株式</td> <td>20,000,000株</td> </tr> </table>	普通株式	1,100,000,000株	第 1 回社債型種類株式	20,000,000株	第 2 回社債型種類株式	20,000,000株	第 3 回社債型種類株式	20,000,000株	第 4 回社債型種類株式	20,000,000株	第 5 回社債型種類株式	20,000,000株	第 6 回社債型種類株式	20,000,000株
普通株式	1,100,000,000株														
第 1 回社債型種類株式	20,000,000株														
第 2 回社債型種類株式	20,000,000株														
第 3 回社債型種類株式	20,000,000株														
第 4 回社債型種類株式	20,000,000株														
第 5 回社債型種類株式	20,000,000株														
第 6 回社債型種類株式	20,000,000株														
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)														
<p><新設></p>	<p><u>(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</u></p> <p>第 7 条の 2 本会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式(第 1 回社債型種類株式ないし第 6 回社債型種類株式をいい、それぞれの種類の社債型種類株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。)を有する株主(以下「社債型種類株主」という。)との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第 157 条第 1 項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第 160 条第 2 項および第 3 項の規定を適用しないものとする。</p>														
<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 本会社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 本会社の<u>普通株式および社債型種類株式の単元株式数は、それぞれにつき100株とする。</u></p>														
第 9 条～第 13 条 (条文省略)	第 9 条～第 13 条 (現行どおり)														
<p><新設></p> <p><新設></p>	<p><u>第 2 章の 2 社債型種類株式</u></p> <p><u>(社債型種類株式優先配当金)</u></p> <p>第 13 条の 2 本会社は、<u>第 43 条第 1 項に基づき 12</u></p>														

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める配当率（10パーセントを上限とする。以下「本配当率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分の取扱いについては、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める。）

「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、本会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。

2. ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る社債型種類株式優先配当金につき本項に従い累積した社債型種類株式累積未払配当金（以下に定義する。）の配当を除く。）の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、そ

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>の不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>3. 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額および社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</p>
<p><新設></p>	<p><u>（社債型種類株式優先期中配当金）</u></p> <p>第13条の3 本会社は、第43条第2項または第3項に基づき12月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</p>
<p><新設></p>	<p><u>（残余財産の分配）</u></p> <p>第13条の4 本会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当</p>

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法により算出される額</p> <p>2. 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</p>
<新設>	<p>(議決権)</p> <p>第13条の5 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>
<新設>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第13条の6 本会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、本会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、当該社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該</p>

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	社債型種類株式を決定する。
<新設>	<p>(株式の併合または分割等)</p> <p>第13条の7 本会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 本会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>3. 本会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>4. 本会社は、株式移転（本会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。</p> <p>5. 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金および社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める方法による。</p>
<新設>	<p>(優先順位)</p> <p>第13条の8 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>
第14条～第19条（条文省略）	第14条～第19条（現行どおり）
<新設>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第19条の2 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第324条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>3. 第15条および第17条ないし第19条の規定は、種</p>

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>類株主総会について準用する。</p> <p>4. 第13条の規定は、毎年12月31日から3ヵ月以内に開催される種類株主総会について準用する。</p> <p>5. 本会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>6. 本会社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の社債型種類株式の社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、本会社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、当該種類の社債型種類株式の社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 本会社が消滅会社となる合併または本会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(本会社の単独による株式移転を除く。)</p> <p>(2) 本会社の特別支配株主による本会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る本会社の取締役会による承認</p>
第20条～第43条 (条文省略)	第20条～第43条 (現行どおり)
(除斥期間) 第44条 (条文省略) 2. 前項の金銭には、利息を付さない。	(除斥期間) 第44条 (現行どおり) 2. 前項の金銭には、 <u>定款に別段の定めがある場合を除き、利息を付さない。</u>

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙 2

第 1 回社債型種類株式発行要項(一部)

- | | | |
|----|------------------|---|
| 1. | 募集株式の種類 | 株式会社電通グループ第 1 回社債型種類株式(以下「第 1 回社債型種類株式」という。) |
| 2. | 募集株式の数 | 未定 |
| 3. | 発行価格(募集価格) | 発行価格(募集価格) 未定
「発行価格」とは、第 1 回社債型種類株式の対価として投資家が支払う 1 株当たりの金額をいう。 |
| 4. | 払込金額 | 未定 |
| 5. | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 6. | 払込期日 | 未定 |
| 7. | 申込株数単位 | 100 株 |

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

8. 優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された第1回社債型種類株式を有する株主(以下「第1回社債型種類株主」という。)又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者(以下、第1回社債型種類株主と併せて「第1回社債型種類株主等」と総称する。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。)に先立ち、次号に定める額の金銭(但し、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日(同日を含む。)から12月31日(同日を含む。)までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭)(以下「第1回社債型種類株式優先配当金」という。)を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に定める第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(2) 第1回社債型種類株式優先配当金の額

1株につき、その1株当たりの発行価格相当額に、第1回社債型種類株式の発行に係る取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定(以下「発行決議等」という。)の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件(※1)を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で決定される配当年率を乗じて算出した額

当該配当年率は、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までは、発行決議等により定める固定の基準金利に、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド(以下「当初スプレッド」という。)を加えた率(※2)とし、その後の配当年率は、発行決議等により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び1パーセントを加えた率とする。但

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

し、配当年率は、定款の定めに従い、いずれも 10 パーセントを上限とする。

※1 当該仮条件は、当社が受領する第 1 回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書、他の事業会社が発行した社債型種類株式の市場価格等及び当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等を総合的に踏まえて決定する。

※2 第 1 回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から 5 年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は 5 パーセント以下を想定している。なお、当該水準は、2026 年 2 月 13 日現在の市場環境等を前提としており、今後の市場環境等の変化によって、変更される可能性がある。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第 1 回社債型種類株主等に対して行う第 1 回社債型種類株式 1 株当たりの金銭による剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る第 1 回社債型種類株式優先配当金につき本号に従い累積した第 1 回社債型種類株式累積未払配当金（以下に定義する。）の配当を除く。）の額が当該事業年度に係る第 1 回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本項第(2)号に記載するブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議等により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を「第 1 回社債型種類株式累積未払配当金」という。)。第 1 回社債型種類株式累積未払配当金については、第 1 回社債型種類株式優先配当金及び第 1 回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第 1 回社債型種類株式 1 株につき第 1 回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第 1 回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

9. 優先期中配当金

当社は、12月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭(但し、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日(同日を含む。)から期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭)(以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

10. 残余財産の分配 (1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下に定める額の金銭を支払う。

1株につき、発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、発行決議等により定める算定方法により算出される額

(2) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

11. 優先順位

当社の第1回社債型種類株式乃至第6回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- 1 2. 議決権 第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
- 1 3. 種類株主総会の決議 (1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法第324条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (4) 当社が次に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。
- (a)当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）
- (b)当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認
- 1 4. 取得条項(会社による金銭対価の取得) (1) 金銭対価の取得条項
- 当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日(発行日)(同日を含む。)から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議等により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議等により定める額の金銭を交付する。但し、当社は、(i)取得日又は振替取得日（以下に定義する。）のいずれかと決済

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

日（以下に定義する。）が異なる暦年に属する取得を行うことができず、また(ii) 1月1日から3月31日までのいずれかの日を取得日又は振替取得日とする取得は、当該振替取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当に係る取締役会の決議の日以降に限り行うことができる。

「振替取得日」とは、本項に規定する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいう。

「決済日」とは、本項に規定する金銭対価の取得と引換えに支払われる金銭の交付日（営業日に限る。）をいう。

(2) 借換制限

当社は、当社が本項に規定する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得(以下、本項に規定する金銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」という。)を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12ヵ月間に、借換必要金額(以下に定義する。)につき、借換証券(以下に定義する。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下「発行等」という。)することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。但し、発行決議等により定める場合を除く。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額(以下に定義する。)をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額を、当該借換証券について信用格付業者から承認を得た資本性(パーセント表示される。)で除して算出される額をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「借換証券」とは、以下のa.乃至c.の証券又は債務をいう。但し、(i)以下のa.乃至c.のいずれの場合においても、借換証券

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目録見書、発行登録追補目録見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。当該目録見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

である旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下の a.又は b.の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 3 号に定める子会社及び同条第 7 号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限
り、(iii)以下の b.又は c.の場合においては、第 1 回社債型種類株式の払込期日における第 1 回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと信用格付業者から承認を得たものに限る。

a. 普通株式

b. 上記 a.以外のその他の種類の株式

c. 上記 a.又は b.以外の当社のその他一切の証券及び債務

「評価資本相当額」とは、第 1 回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示される。）を乗じた額をいう。

(3) 取得の方法

本項第(1)号に基づき第 1 回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める合理的な方法によって、第 1 回社債型種類株主から取得すべき第 1 回社債型種類株式を決定する。

15. 株式の併合又は分割等
- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第 1 回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
 - (2) 当社は、第 1 回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
 - (3) 当社は、第 1 回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第 1 回社債型種類株主等には第 1 回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第 1 回社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。この場合における第 1 回社債型種類株式優先配当金及び第 1 回社債型種類株式累積

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目録見書、発行登録追補目録見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。当該目録見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

未払配当金の調整については、発行決議等により定める方法による。

16. 自己の第1回社債
型種類株式の取得
に際しての売主追
加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。